

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指

定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事
業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指
定

○

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○

○

○

○

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

○

○ 一般競争入札の実施

○ 落札者等の決定

障害福祉課

〃

〃

〃

治山課

道路整備課

〃

経営支援課

〃

〃

〃

建築指導課

〃

用度課

警察本部会計課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

○ 職員の分限に関する規則の一部を改正す
る規則

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣され
る職員の処遇等に関する規則の一部を改正
する規則

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する
規則の一部を改正する規則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正す
る規則

○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する規則

○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する規則

○ 岡山県会計年度任用職員の給与に関する
規則

〃

〃

〃

〃

（以上県例規集登載）

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の届出事項の異動

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山

人事委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

生活安全企画課

交通企画課

<ul style="list-style-type: none"> ○ 県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 指定自動車教習所職員講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 仮免許試験補助事務の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 取得時講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 高齢者講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃</p>	担当課（室） 運転免許課
	目次
	担当課（室）

◎岡山県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
武田整形外科	備前市伊部252-2	R1.9.1
なかつか眼科	和気郡和気町衣笠873-2	R1.9.1

◎岡山県告示第四百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
松尾医院	玉野市宇野一丁目34-10	R1.7.31
医療法人杏会東医院	玉野市玉原2-6-10	R1.8.31
武田整形外科	備前市伊部252-2	R1.8.31
なかつか眼科	和气郡和气町衣笠873-2	R1.8.31

◎岡山県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人たなか歯科	笠岡市吉浜2478-9	たなか歯科	笠岡市吉浜2478-9	R1.7.1

◎岡山県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人たなか歯科	笠岡市吉浜2478-9	たなか歯科	笠岡市吉浜2478-9	R1.7.1

◎岡山県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

◎岡山県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市大佐上刑部字助安一七一三番一 地先から	新	七・〇 一四・二	八三・七
新見市大佐上刑部字助安一七一三番一 地先から	旧	五・五 一四・二	八三・七

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

◎岡山県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房川上線	新見市大佐上刑部字助安一七一三番一地先から新見市大佐上刑部字橋ノ上一七二〇番一地先まで	令和元年十月二十五日

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ津山平福店

所在地 津山市平福字瀬元四三一番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名称 （仮称）ザ・ビッグ津山平福店

住所 津山市平福字瀬元四三一番地一ほか

（変更後）名称 ザ・ビッグ津山平福店

住所 津山市平福字瀬元四三一番地一ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

（変更後）名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

4 変更年月日

令和元年九月十日ほか

二 届出年月日

令和元年十月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ備前店

所在地 備前市西片上字北一二七八番地三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

代表者の氏名 代表取締役 関口 明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

代表者の氏名 代表取締役 山田 政雄

（変更後） 名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

代表者の氏名 代表取締役 関口 明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

（変更後） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

4 変更年月日

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

令和元年九月十日ほか

二 届出年月日

令和元年十月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

（変更後）名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和元年十月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方九五〇―二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

（変更後） 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

イ 名称 株式会社大創産業

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文

(変更後)

ア 名称 マックスバリユ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

イ 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二

4 変更年月日

令和元年九月十日ほか

二 届出年月日

令和元年十月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四一六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将某角五六番地二

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号ほか

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(2) 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男
(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

4 変更年月日

令和元年九月十日

二 届出年月日

令和元年十月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字鷺瀬四二六一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手三九一―四

国定 雄司

国定 未来

三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

〔四一八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

デジタルテレビシステム機上設備 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に果が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年11月25日（月） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年10月25日（金）から同年11月25日（月）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年12月4日（水） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年12月3日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を4(1)の場所に、また、入札説明書で指定する添付書類を令和元年11月26日（火）17時までに、下記の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

入札説明書で指定する添付書類の提出先

〒700-0824 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部地域部地域課

電話 (086) 234-0110

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
On-helicopter Digital TV System Equipment 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 31 March (Wednesday), 2021
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 4 December (Wednesday), 2019(by mail 5:00 P.M. 3 December (Tuesday), 2019)
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

〔四一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務（冗長化回線）提供業務

二 契約期間

令和元年十月二日から令和六年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年九月二十六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

広島県広島市中区大手町二丁目一一番一〇号

六 落札金額

三一、三六三、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八五一、二〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年八月二日

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和四十六年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「によつて」を「により」に、「の定をなした」を「を定めた」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第二項の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「地方公務員法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年岡山県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 臨時的任用（第十四条・第十五条）」を

「第二節 会計年度任用職員
第三節 臨時的任用（第

員（第十三条の二―第十三条の六）

に、「第三節」を「第四節」に改める。

十四条・第十五条）」

第一条中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」とする。

第十七条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは、「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該会計年度任用職員の任期」とする。

第二章中第三節を第四節とする。

第十四条第一項中「次の各号の一に該当する場合において」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第一号及び第二号中「場合」を「とき」に改め、同項第三号中「足りない旨の通知を受けた場合」を「足りない旨の通知を受けたとき」に、「場合で」を「ときであつて」に、「がない旨の通知を受けた場合」を「がない旨の通知を受けたとき」に改め、同条第二項中「基き」を「より」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 会計年度任用職員

（採用の方法）

第十三条の二 会計年度任用職員（法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職

員をいう。以下同じ。)の採用は、第六条及び第十一条の規定にかかわらず、選考によるものとする。

(選考の方法)

第十三条の三 前条の選考は、当該選考に係る職についての職務の遂行能力及び適性を有するかどうかを正確に判定するものとし、口述試験、経歴評定その他の方法で、任命権者が定めるものを用いることとする。

(選考の基準)

第十三条の四 第十三条の二の選考の基準は、当該選考に係る職に必要とされる能力を有する者であることとする。

(選考の委任)

第十三条の五 人事委員会は、第十三条の二の選考については、その実施を任命権者に委任する。

2 前項の規定により、選考の委任を受けた任命権者は、その選考の結果について人事委員会に報告しなければならない。

(適用除外)

第十三条の六 第四章の規定は、会計年度任用職員には、適用しない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十六号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十六号。以下「勤務時間条例」という。）第九条の五の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。次条において「法」という。）第十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 任命権者 法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- 二 短時間勤務会計年度任用職員 法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。

(勤務時間)

第三条 勤務時間条例第二条第一項の規定は、会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）について準用する。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分に満たない範囲内で、任命権者が定める。
- 3 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設定することができる。
- 4 第一項の勤務時間は、任命権者が、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。
- 5 第二項の勤務時間は、任命権者が、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 6 任命権者は、特別の勤務に従事する会計年度任用職員については、第三項から前項

までの規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

7 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号。以下「勤務時間規則」という。）第二条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日。」とあるのは、「短時間勤務会計年度任用職員にあつては、当該短時間勤務の内容に従つた週休日。」と、同項及び第四項中「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」とあるのは、「短時間勤務会計年度任用職員」と、同項中「特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」とあるのは、「特殊の必要」と読み替えるものとする。

8 任命権者は、会計年度任用職員に週休日において特に命ずる必要がある場合には、第四項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項及び次項、第十一条第七項並びに第十四条第一項において「勤務日」という。）のうち、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。ただし、任命権者は、職務の特殊性その他の事由によりこれにより難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、期間について別に定めることができる。

9 任命権者は、週休日の振替（前項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

10 任命権者は、週休日の振替を行った場合には、会計年度任用職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

11 第七項の規定により準用された勤務時間規則第二条第四項及び第五項並びに第八項ただし書に規定する人事委員会の承認に関する手続については、勤務時間条例の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(正規の勤務時間外の勤務)

第四条 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、正規の勤務時間外の時間において、会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務を命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができ

3 任命権者が、会計年度任用職員に正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができるときについては、勤務時間規則第三条の二の規定を準用する。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限)

第五条 勤務時間条例第二条の三の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する勤務時間条例第二条の三に規定する深夜勤務の制限の請求等については、常勤職員の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務の制限)

第六条 勤務時間条例第二条の四の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する勤務時間条例第二条の四に規定する時間外勤務の制限についての請求等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第七条 勤務時間条例第三条及び勤務時間規則第四条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第八条 勤務時間条例第四条の規定は、会計年度任用職員(短時間勤務会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)について準用する。

(休日の代休日)

第九条 勤務時間条例第五条及び勤務時間規則第六条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、勤務時間条例第五条中「勤務日等」とあるのは「第

三条第四項から第九項までの規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)」と、「(第三条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)」とあるのは、「(休日を除く。)」と、勤務時間規則第六条第一項中「(条例第三条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)」とあるのは、「(休日を除く。)」と読み替えるものとする。

(休暇)

第十条 会計年度任用職員は、任命権者の承認を得て、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を受けることができる。

(年次休暇)

第十一条 年次休暇は、一会計年度における休暇とし、会計年度任用職員として任用される期間(以下この条及び別表第一において「任用期間」という。)及び岡山県のおいづれかの職に引き続き在職した期間(以下この条及び別表第一において「在職期間」という。)に応じて、別表第一に定める日数を付与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任用期間が終了した会計年度任用職員が会計年度の中途において引き続き岡山県の会計年度任用職員として任用される場合における年次休暇の付与日数は、当該会計年度任用職員の当該会計年度における最初の任用日から任用期間を通算した場合に同項の規定により付与されるべき年次休暇の日数から、当該会計年度において既に付与された年次休暇の日数を差し引いた日数とする。

3 岡山県のおいづれかの職に在職していた者(会計年度任用職員である職員を除く。)が引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合において、新たに会計年度任用職員として任用された日前二年間にその者に付与された年次休暇のうち請求しなかった日数があるときは、その者が請求しなかった年次休暇を付与された日から引き続き岡山県のおいづれかの職に在職していると認められる場合に限り、その請求しなかった日数のうち、二十日を限度に、年次休暇を付与するものとする。

4 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、第一項又は第二項の規定により付与された一会計年度の年次休暇の日数を限度として、引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合に限り、翌会計年度に繰り越すことができる。

5 会計年度任用職員の会計年度における年次休暇は、第三項の年次休暇、前項の年次休暇、第一項及び第二項に規定する年次休暇の順に請求するものとする。ただし、こ

これらの休暇のうち、付与された日が複数ある場合は、付与された日が早いものから請求するものとする。

6 年次休暇は、一日又は一時間を単位とする。

7 時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合には、次の各号の会計年度任用職員 の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。） 七時間四十五分

二 次号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員
勤務日一日当たりの勤務時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

三 短時間勤務会計年度任用職員のうち、勤務日ごとの勤務時間が同一でないもの
勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た数の時間（その時間に一時間未満の端数を生じたときは、これを一時間に切り上げた時間）をいう。）

8 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合において、他の時季にこれを与えることができる。

（特別休暇）

第十二条 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の休暇を与えるものとする。

一 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる日又は時間

二 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる日又は時間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 一週間を超えない範囲内で必要と認められる日又は時間

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき

ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に

必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

ハ イ又はロのほか、これらに準ずる場合

四 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる日又は時間
五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事項等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる日又は時間

六 会計年度任用職員の親族（勤務時間規則別表第三に規定する親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間規則別表第三に掲げる期間内において必要と認める日又は時間

七 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該結婚の日の五日前の日から当該結婚の日後一月を経過する日までの期間内における連続する五日の範囲内の日又は時間

八 任用期間が六月以上の会計年度任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 七月一日から十月三十一日までの期間内において、一週間の勤務日数（週以外の期間によって勤務日数が定められている者にあつては、一年間の勤務日数）に応じて別表第二の一に定める日数（岡山県のいずれかの職に在職する者が年度中途において引き続き会計年度任用職員として任用された場合に付与する休暇の日数は、同表に定める日数から既に請求したこの号の休暇に相当する休暇の日数を差し引いた日数（その日数が零を下回る場合は、零とする。））

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の休暇を与えるものとする。ただし、この項の休暇については、短時間勤務会計年度任用職員にあつては岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号）第十二条の規定にかかわらず、会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）にあつては岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号）第二

十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額又は給与額を減額するものとする。

一 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

三 生後一年に達しない生児（勤務時間規則第十一条第一項第十号に規定する生児をいう。）を育てる会計年度任用職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の時間（男性の会計年度任用職員にあつては、その生児の当該会計年度職員以外の親（当該生児について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該生児を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

四 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと）をいう。）をし、又はその子に健康診断又は予防接種を受けさせるため勤務しないことが相当と認められる場合 一の会計年度において五日（その養育する小学校就学の始期に

達するまでの子が二人以上の場合にあつては十日)の範囲内の日又は時間

五 要介護者(勤務時間規則第三条の五に規定する要介護者をいう。以下この号、第十三条及び第十四条において同じ。)の介護を行う会計年度任用職員(一週間の勤務日数が三日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているものに限る。)が、介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において五日(要介護者が二人以上の場合にあつては十日)の範囲内の日又は時間

六 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる日又は時間

七 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査(第十一号において、「保健指導又は健康診査」という。)に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる日又は時間

八 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる日又は時間

九 会計年度任用職員(任用期間が六月以上の者又は六月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日数が定められている者で一年間の勤務日数が四十七日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)

一の会計年度において別表第二の二に定める日数の範囲内で必要と認められる日又は時間

十 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる日又は時間

十一 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五

週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から分べんまでは一週間に一回、出産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間

十二 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

3 前項第四号、第五号及び第九号に規定する休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の残日数の全てを請求しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを請求することができる。

4 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに請求するものとする。

5 前条第七項の規定は、一時間を単位として請求した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第十三条 介護休暇は、次項の規定において準用する勤務時間規則第十一条の二第四項の規定による申出の時点において、一週間の勤務日数が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日数が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、任命権者を同じくする職（以下この項及び次条第一項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上であり、かつ、当該申出において、次項の規定において準用する勤務時間規則第十一条の二第四項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のものをいう。）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものが要介護者の介護をするため、任命権者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内にあって勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前条第二項ただし書及び勤務時間規則第十一条の二の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(介護時間)

第十四条 介護時間は、初めて介護時間の承認を請求する時点において、一週間の勤務日数が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであり、かつ、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものであつて、特定職に引き続き在職した期間が一年以上であるものが要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 第十二条第二項ただし書及び勤務時間規則第十一条の三の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、勤務時間規則第十一条の三第二項中「若しくは条例第九条の四の規定による子育て支援時間又は第十一条第一項第十号に規定する特別休暇(以下「育児時間」という。）」とあるのは「又は第十二条第二項第三号に規定する特別休暇」と、「若しくは子育て支援時間又は育児時間」とあるのは、「又は当該特別休暇」と読み替えるものとする。

(休暇の期間の算定)

第十五条 勤務時間規則第十二条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「病気休暇、特別休暇及び介護休暇」とあるのは、「特別休暇及び介護休暇」と読み替えるものとする。

(休暇の承認等)

第十六条 第十一条から第十四条に規定する休暇の承認及び申請の手続については、常勤職員の例による。

(その他)

第十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(国際交流員に関する特例)
- 2 国際交流を推進するための活動に従事する職に任用する外国の国籍を有する会計年

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、当分の間、この規則の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

別表第一（第十一条関係）

イ 一週間の勤務日数が五日以上若しくは一週間の勤務日数が四日以下で一週間の勤務時間が二十九時間以上又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であつて一年間の勤務日数が二百十七日以上である会計年度任用職員の年次休暇日数

		任用期間						在職期間
		四月未満 二月以上	六月未満 四月以上	八月未満 六月以上	十月未満 八月以上	満 十二月未 十月以上	十二月	
	三日	四日	六日	八日	九日	十日	一年未 満	
	三日	五日	六日	八日	十日	十一日	一年以 上二年 未満	
	三日	五日	七日	九日	十一日	十二日	二年以 上三年 未満	
	四日	六日	八日	十一日	十三日	十四日	三年以 上四年 未満	
	四日	七日	九日	十二日	十五日	十六日	四年以 上五年 未満	
	五日	八日	十一日	十四日	十七日	十八日	五年以 上六年 未満	
	五日	八日	十二日	十五日	十八日	二十日	六年以 上	

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

							任用 期間		在職期間	
二月未 満	二月以 上 四月未 満	四月以 上 六月未 満	六月以 上 八月未 満	八月以 上 十月未 満	十月以 上 十二月未 満	十二月	七月	八月	九月	十年以 上
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	一年未 満			
一日	二日	三日	五日	六日	七日	八日	一年以 上 二年未 満			
一日	二日	四日	五日	七日	八日	九日	二年以 上 三年未 満			
一日	三日	四日	六日	八日	九日	十日	三年以 上 四年未 満			
一日	三日	五日	七日	九日	十一日	十二日	四年以 上 五年未 満			
一日	三日	五日	八日	十日	十二日	十三日	五年以 上 六年未 満			
一日	四日	六日	九日	十一日	十四日	十五日	六年以 上			

ロ 一週間の勤務日数が四日で一週間の勤務時間が二十九時間未満又は週以外の期間
 によって勤務日数が定められている者であつて、一年間の勤務日数が百六十九日以
 上二百十六日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表

二月未 満
一日
一日
一日
一日
一日
一日
二日
二日

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

ハ 一週間の勤務日数が三日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者
 であつて、一年間の勤務日数が百二十一日以上百六十八日以下である会計年度任用
 職員の年次休暇日数表

							任用 期間		在職期間
二月未 満	二月以 上 四月未 満	四月以 上 六月未 満	六月以 上 八月未 満	八月以 上 十月未 満	十月以 上 十二月未 満	十二月			
○日	一日	二日	三日	四日	五日	五日	満 一年未		
一日	二日	三日	四日	五日	六日	六日	未満 一年以上		
一日	二日	三日	四日	五日	六日	六日	未満 二年以上		
一日	二日	三日	五日	六日	七日	八日	未満 三年以上		
一日	二日	四日	五日	七日	八日	九日	未満 四年以上		
一日	三日	四日	六日	八日	九日	十日	未満 五年以上		
一日	三日	五日	六日	八日	十日	十一日	未満 六年以上		

ニ 一週間の勤務日数が二日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者
 であつて、一年間の勤務日数が七十三日以上百二十日以下である会計年度任用職員

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

の年次休暇日数表

							任用 期間	在職期間		
二月未満	四月未満 二月以上	六月未満 四月以上	八月未満 六月以上	十月未満 八月以上	満 十二月未 十月以上	十二月				
〇日	一日	一日	二日	二日	三日	三日	満	一年未		
〇日	一日	二日	二日	三日	四日	四日	未満	上二年	一年以	
〇日	一日	二日	二日	三日	四日	四日	未満	上三年	二年以	
〇日	一日	二日	三日	四日	五日	五日	未満	上四年	三年以	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	六日	未満	上五年	四年以	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	六日	未満	上六年	五年以	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日		上	六年以	

ホ 一週間の勤務日数が一日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者
 であつて、一年間の勤務日数が四十八日以上七十二日以下である会計年度任用職員
 の年次休暇日数表

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

別表第二（第十二条関係）

一 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合の特別休暇日数表

一週間の勤務日数	五日以上又は四日以下
四日で一週間の勤務時間	三日
二日	一日

							任 用 期 間	在 職 期 間	
二 月 未 満	二 月 以 上 四 月 未 満	四 月 以 上 六 月 未 満	六 月 以 上 八 月 未 満	八 月 以 上 十 月 未 満	十 月 以 上 十 二 月 未 満	十 二 月 未 満			
○日	○日	○日	一日	一日	一日	一日	満	一年未	
○日	一日	一日	一日	二日	二日	二日	未満	一年以上	
○日	一日	一日	一日	二日	二日	二日	未満	二年以上	
○日	一日	一日	一日	二日	二日	二日	未満	三年以上	
○日	一日	一日	二日	二日	三日	三日	未満	四年以上	
○日	一日	一日	二日	二日	三日	三日	未満	五年以上	
○日	一日	一日	二日	二日	三日	三日	上	六年以上	

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

日数	一年間の勤務日数	一週間の勤務日数
十日	二百十七日以上	五日以上又は四日以下で一週間の勤務時間が二十九時間以上
七日	百六十九日以上二百十六日以下	四日で一週間の勤務時間が二十九時間未満
五日	百二十一日以上百六十八日以下	三日
三日	七十三日以上二百二十日以下	二日
一日	四十八日以上七十二日以下	一日

二 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の特別休暇日数表

日数	一年間の勤務日数	一週間の勤務時間
三日	二百十七日以上	で一週間の勤務時間が二十九時間以上
三日	百六十九日以上二百十六日以下	間が二十九時間未満
三日	百二十一日以上百六十八日以下	
二日	七十三日以上二百二十日以下	
一日	四十八日以上七十二日以下	

◎岡山県人事委員会規則第二十七号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号。以下「条例」という。）第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第九条第一項、第三項及び第五項、第十条第二項並びに第十七条の規定に基づき、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第二条 条例第四条第二項に規定する報酬の支給日は、報酬の計算期間の翌月の一日から十五日までの日のうち、任命権者が定める日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 前項ただし書の場合において、報酬の支給日が任命権者が定める日の三日前の日以前の日となるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が定める日後において任命権者が定める日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を報酬の支給日とする。

第三条 短時間勤務会計年度任用職員が短時間勤務会計年度任用職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、報酬を請求した場合は、報酬の支給日前であっても、請求の日までの報酬をその際支給する。

(初任給調整手当に相当する報酬)

第四条 条例第五条第一項に規定する初任給調整手当に相当する報酬の支給については、初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）第三条及び第六条第一項後段の規定の例によらないものとする。

第五条 初任給調整手当に関する規則第五条及び第七条の規定の例による場合の手当を支給されていた期間には、初任給調整手当に相当する報酬を支給されていた期間を含

むものとする。この場合において、初任給調整手当に相当する報酬を支給されていた期間に一月に満たない期間があるときは、その期間を一月として当該期間に算入する。

第六条 初任給調整手当に相当する報酬は、条例第三条第一項に規定する日額短時間勤務会計年度任用職員には勤務日数に応じて日額を、同項に規定する時間単価短時間勤務会計年度任用職員には勤務時間数に応じて勤務一時間当たりの額を支給する。

2 前項の初任給調整手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 日額短時間勤務会計年度任用職員 当該日額短時間勤務会計年度任用職員が岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）

第八条の三の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員であるものとした場合に、初任給調整手当に関する規則第六条第一項前段の規定により支給を受ける初任給調整手当の月額を百六十二・七五で除して得た額にその者の一日当たりの勤務時間数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 時間単価短時間勤務会計年度任用職員 当該時間単価短時間勤務会計年度任用職員が給与条例第八条の三の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員であるものとした場合に、初任給調整手当に関する規則第六条第一項前段の規定により支給を受ける初任給調整手当の月額を百六十二・七五で除して得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前項各号に定める額を算定する場合において、新たに初任給調整手当に相当する報酬を支給される短時間勤務会計年度任用職員となった日が月の初日以外の日であるときは、その日が属する月の初日に新たに初任給調整手当に相当する報酬を支給される短時間勤務会計年度任用職員となったものとして算定するものとする。

第七条 初任給調整手当に相当する報酬の支給は、新たに初任給調整手当に相当する報酬を支給される短時間勤務会計年度任用職員となった日から開始し、初任給調整手当に相当する報酬を支給されない短時間勤務会計年度任用職員となった日をもって終わる。

2 初任給調整手当に相当する報酬の支給を受けている短時間勤務会計年度任用職員にその日額又は勤務一時間当たりの額を変更すべき事由が生じたときは、その事由の生じた日からその支給額を改定する。

(地域手当に相当する報酬)

第八条 条例第六条第一項に規定する地域手当に相当する報酬は、日額短時間勤務会計年度任用職員には勤務日数に応じて日額を、時間単価短時間勤務会計年度任用職員には勤務時間数に応じて勤務一時間当たりの額を支給するものとし、その支給額は、それぞれ基本報酬の額に、給与条例第十条の二第二項各号に掲げる級地の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第九条 条例第九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける短時間勤務会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する短時間勤務会計年度任用職員(同条第四項において準用する給与条例第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員とする。

一 停職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。))第二十九条の規定により停職にされている短時間勤務会計年度任用職員をいう。

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第十四条第二項において「育児休業法」という。))第二条の規定により育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)第七条第一項に規定する職員以外の短時間勤務会計年度任用職員

第十条 条例第九条第一項前段の人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員は、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員とする。

一 条例第九条第一項前段に規定するそれぞれの基準日において任用されている職の任期と次に掲げる者であった期間のうち当該任期に引き続く期間との合計が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員

イ 条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員(週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のものに限る。第十四条第一項及び第十五条第一項において同じ。)

ロ 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号。第十二条第二号ロ及び第十五条第一項第一号において「会計年度任用職員給与条例」という。)の適用を受ける会計年度任用職員

ハ 給与条例の適用を受ける職員

ニ 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号。第十二条第二号ニ及び第十五条第一項第三号において「県費負担教職員条例」という。）の適用を受ける職員

ホ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号。第十二条第二号ホ及び第十五条第一項第四号において「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（非常勤の職員（地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第十二条第二号ホにおいて同じ。）である場合には、週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のもに限る。第十五条第一項第四号において同じ。）

ヘ 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。第十二条第二号へ及び第十五条第一項第五号において「知事等給与条例」という。）の適用を受ける職員

二 前号に規定する任期と同号イからへまでに掲げる者であった期間（当該基準日の属する年度と同一の年度の期間に限る。）との合計が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員（同号に該当する短時間勤務会計年度任用職員を除く。）

第十一条 条例第九条第一項前段の人事委員会規則で定める日については、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）第十四条の規定を準用する。

第十二条 条例第九条第一項後段の人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員は、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員とし、これらの短時間勤務会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

一 その退職し、又は死亡した日において第九条第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であった者

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となったもの

イ 条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員（条例第九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける短時間勤務会計年度任用職員に限る。）

ロ 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第十七条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に限る。）

ハ 給与条例の適用を受ける職員

ニ 県費負担教職員条例の適用を受ける職員

ホ 企業職員給与条例の適用を受ける職員（非常勤の職員である場合には、期末手当の支給を受ける職員に限る。）

ヘ 知事等給与条例の適用を受ける職員

三 その退職し、又は死亡した日において任用されていた職の任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間と第十条第一号イからへまでに掲げる者であった期間のうち、当該任期に引き続く期間との合計が六月未満である短時間勤務会計年度任用職員

四 前号に規定する任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間と第十条第一号イからへまでに掲げる者であった期間（その退職し、又は死亡した日の属する年度と同一の年度の期間に限る。）との合計が六月未満である短時間勤務会計年度任用職員（前号に該当する短時間勤務会計年度任用職員を除く。）

第十三条 条例第九条第三項第一号及び第二号の人事委員会規則で定める期間は、第十条第一号に規定する任期（基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては前条第三号に規定する任期）のうち、月の初日から末日までの間任用される月の最初の月の初日から最後の月の末日までの期間とする。ただし、当該任期中に月の初日から末日までの間任用される月がない場合は、当該任期の期間とする。

2 条例第九条第三項第一号及び第二号の人事委員会規則で定める月数は、前項に定める期間の月数とする。ただし、前項ただし書の場合における月数は、次の各号に掲げる任期の日数の区分に応じて、当該各号に定める月数とする。

- 一 三十一日未満 一
- 二 三十一日以上 当該任期の日数を三十で除して得た数

第十四条 条例第九条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

- 一 地公法第二十八条第二項第二号に該当して休職にされていた期間については、その全期間
- 二 第九条第一号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間について

は、その全期間

三 職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条第三号に該当して休職にされていた期間については、その全期間

四 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている短時間勤務会計年度任用職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である短時間勤務会計年度任用職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間

第十五条 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

一 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員
二 給与条例の適用を受ける職員

三 県費負担教職員条例の適用を受ける職員

四 企業職員給与条例の適用を受ける職員

五 知事等給与条例の適用を受ける職員

2 前項の期間の算定については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第五条第二項の規定を準用する。

第十六条 条例第九条第四項において準用する給与条例第十九条の二並びに第十九条の三第一項及び第五項の在職期間は、条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条第一項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第十七条 条例第九条第二項の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（費用弁償）

第十八条 条例第十条第一項の通勤に要する費用は、次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員に弁償する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（交通機関等を利用しな

ければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員を除く。）

二 通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）第九条に規定する交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤に要する費用は、勤務の日数に応じ日額により弁償するものとし、その額は次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員 当該短時間勤務会計年度任用職員の任期に応じた当該交通機関等の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の価額をその通用期間の月数で除して得た額を当該短時間勤務会計年度任用職員の月当たりの勤務日数で除して得た額と当該交通機関等の回数乗車券等の通勤一回分の運賃等の額のいずれか低廉な額（以下この号及び第三号において「一日当たりの運賃等相当額」という。）。ただし、一日当たりの運賃等相当額が三千四百円を超えるときは、一日当たりの運賃等相当額と三千四百円との差額の二分の一を三千四百円に加算した額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 前項第二号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員 次に掲げる短時間勤務会計年

度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自転車のみを使用する短時間勤務会計年度任用職員 次の表の上欄に掲げる自転車の使用距離（通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める額

自転車の使用距離	金額
片道五キロメートル未満	五〇円
片道五キロメートル以上	一〇〇円

ロ イに掲げる短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員 次の表の上欄に掲げる自動車等の使用距離（通勤のため一般に利用できる最短の経路による距離をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める額

自動車等の使用距離	金額
片道五キロメートル未満	九〇円
片道五キロメートル以上十キロメートル未満	二〇〇円
片道十キロメートル以上十五キロメートル未満	三三〇円
片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満	四七〇円
片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	六一〇円
片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	七五〇円
片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	八九〇円
片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	一、〇二〇円
片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	一、一六〇円
片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	一、二七〇円
片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	一、三九〇円
片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	一、五〇〇円
片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満	一、六一〇円
片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満	一、七三〇円

片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満	一、八四〇円
片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満	一、九六〇円
片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満	二、〇七〇円
片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満	二、一九〇円
片道九十キロメートル以上九十五キロメートル未満	二、三〇〇円
片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満	二、四一〇円
片道百キロメートル以上	二、五三〇円

三 前項第三号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員 次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 当該短時間勤務会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であつて、交通機関等の一区間をその交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の距離又は交通機関等の利用距離が一キロメートル未満であるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離（一般に利用しうる最短の経路によることとした場合の距離）が片道において二キロメートル以上である短時間勤務会計年度任用職員（自動車等を使用する一区間の距離が、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合において一キロメートル未満であるものを除く。）及び当該使用する距離が片道において二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員 前二号に定める額（その合計額が三千四十円を超えるときは、その合計額と三千四十円との差額の二分の一を三千四十円に加算した額）（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- ロ 当該短時間勤務会計年度任用職員のうち、一日当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤に要する費用を弁償される場合にあつては、その合計額。以下「一日当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（イに掲げる短時間勤務会計年度任用職員を除く。） 第一号に定める額
- ハ 当該短時間勤務会計年度任用職員のうち、一日当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（イに掲げる短時間勤務会計年度任用職員を除く。）

同号に定める額

第十九条 短時間勤務会計年度任用職員は、新たに前条第一項の短時間勤務会計年度任用職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める様式によって、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。）に届け出なければならない。同項の短時間勤務会計年度任用職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 短時間勤務会計年度任用職員は、前項後段の変更により前条第一項の短時間勤務会計年度任用職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

第二十条 通勤に要する費用の支給日については、第二条の規定を準用する。ただし、当該支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、当該支給日に弁償ができないときは、当該支給日後に弁償することができる。

第二十一条 通勤に要する費用の弁償は、短時間勤務会計年度任用職員に新たに第十八条第一項の短時間勤務会計年度任用職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日から開始し、通勤に要する費用の弁償を受けている短時間勤務会計年度任用職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤に要する費用の弁償を受けている短時間勤務会計年度任用職員が同項の短時間勤務会計年度任用職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤に要する費用の弁償の開始については、第十九条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

2 通勤に要する費用の弁償は、これを受けている短時間勤務会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤に要する費用の弁償の額を増額して改定する場合において準用する。

（報酬の減額）

第二十二条 条例第十二条に規定する報酬の減額を行う時間数は、その報酬の計算期間の全時間数によって計算し、この場合において一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（給与条例の規定に基づく手当の支給の例により支給する報酬の改定）

第二十三条 給与条例の規定に基づく手当の支給の例により支給する報酬については、

当該手当を改定する条例が制定された場合であっても、当該条例が制定された日の属する年度においては、改定前の条例の規定に基づき、当該手当に相当する報酬を支給する。

(死亡した短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給等)

第二十四条 短時間勤務会計年度任用職員が死亡した場合におけるその短時間勤務会計

年度任用職員の給与は、次に掲げる順位により支給する。

一 配偶者（届出をしないが、短時間勤務会計年度任用職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、短時間勤務会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

三 前二号に掲げる者のほか、短時間勤務会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前二号に該当しない者

2 前項第二号又は第四号に掲げる者の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする。

3 給与の支給を受ける同順位の者が二人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

4 短時間勤務会計年度任用職員が死亡した場合におけるその短時間勤務会計年度任用職員の通勤に要する費用の弁償については、前三項の規定を準用する。

(この規則により難い場合の措置)

第二十五条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、この規則の規定により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第二十六条 この規則に定めるもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則を次のように定める。

令和元年十月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号。以下「条例」という。）第四条第二項、第七条第二項、第十条第一項及び第五項、第二十九条第四号並びに第三十条の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の支給)

第二条 条例第四条第二項に規定する給料の支給日は、給与期間における十五日（八月にあつては、十二日）とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 前項ただし書の場合において、支給日が十二日となるときは、同項の規定にかかわらず、支給日を十六日とする。

第三条 給与期間中給料の支給日後において、新たに会計年度任用職員となった者及び給与期間中給料の支給日前において、離職し、又は死亡した会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

第四条 会計年度任用職員が、その所属する支給義務者を異にして移動した場合の給料は、発令の前日までの分は、その給与期間の現日数から、週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により、その者が従前所属していた支給義務者において支給し、発令当日以降の分は、その者のその月に受ける給料額からその者が従前所属していた支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった支給義務者において支給する。

2 前項の場合において、その者が従前所属していた支給義務者は、その移動が給与期間中給料の支給日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することになった支給義務者は、その移動が給与期間中給料の支給日後であるときは、その

際給料を支給する。

第五条 会計年度任用職員が会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、給料を請求した場合は、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

第六条 会計年度任用職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条第二項第一号若しくは第二号又は職員の分限に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第十一号）第二条第三号のいずれかに該当して休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

三 地公法第二十九条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、又は停職にされている会計年度任用職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

第七条 会計年度任用職員の給料が、その支給日後において、離職、休職、停職、減給、育児休業等により過払となった場合は、その際還付させなければならない。会計年度任用職員が、給与期間中給料の支給日後において、その所属する支給義務者を異にして移動した場合、その者が従前所属していた支給義務者は、発令当日以降の分を、その際還付させなければならない。

（初任給調整手当）

第八条 条例第七条第一項の規定による初任給調整手当の支給については、初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）第三条及び第六条第一項後段の規定の例によらないものとする。

（期末手当）

第九条 条例第十七条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職

員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員（同条第四項において準用する岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）第十九条の二各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- 一 停職にされている会計年度任用職員
- 二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）第七条第一項に規定する職員以外の会計年度任用職員

第十条 条例第十七条第一項前段の人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とする。

- 一 条例第十七条第一項前段に規定するそれぞれの基準日において任用されている職の任期と次に掲げる者であった期間のうち当該任期に引き続き期間との合計が六月以上である会計年度任用職員

- イ 条例の適用を受ける会計年度任用職員
- ロ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号。第十二条第二号ロ及び第十四条第一項第一号において「短時間勤務会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員（週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のものに限る。同号において同じ。）

- ハ 給与条例の適用を受ける職員
- ニ 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号。第十二条第二号ニ及び第十四条第一項第三号において「県費負担教職員条例」という。）の適用を受ける職員

- ホ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十九年岡山県条例第七十三号。第十二条第二号ホ及び第十四条第一項第四号において「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（非常勤の職員（地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第十二条第二号ホにおいて同じ。）である場合には、週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のものに限る。第十四条第一項第四号において同じ。）

- ヘ 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号。第十二

条第二号へ及び第十四条第一項第五号において「知事等給与条例」という。）の適用を受ける職員

二 前号に規定する任期と同号イからへまでに掲げる者であった期間（当該基準日の属する年度と同一の年度の期間に限る。）との合計が六月以上である会計年度任用職員（同号に該当する会計年度任用職員を除く。）

第十一条 条例第十七条第一項前段の人事委員会規則で定める日については、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）第十四条の規定を準用する。

第十二条 条例第十七条第一項後段の人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

一 その退職し、又は死亡した日において第九条第一号又は第二号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となったもの

イ 条例の適用を受ける会計年度任用職員（条例第十七条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に限る。）

ロ 短時間勤務会計年度任用職員給与条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員給与条例第九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける短時間勤務会計年度任用職員に限る。）

ハ 給与条例の適用を受ける職員

ニ 県費負担教職員条例の適用を受ける職員

ホ 企業職員給与条例の適用を受ける職員（非常勤の職員である場合には、期末手当の支給を受ける職員に限る。）

ヘ 知事等給与条例の適用を受ける職員

三 その退職し、又は死亡した日において任用されていた職の任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間と第十条第一号イからへまでに掲げる者であった期間のうち、当該任期に引き続き期間との合計が六月未満である会計年度任用職員

四 前号に規定する任期の初日からその退職し、又は死亡した日までの期間と第十条第一号イからへまでに掲げる者であった期間（その退職し、又は死亡した日の属する年度と同一の年度の期間に限る。）との合計が六月未満である会計年度任用職員

(前号に該当する会計年度任用職員を除く。)

第十三条 条例第十七条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

一 地公法第二十八条第二項第二号に該当して休職にされていた期間については、その全期間

二 第九条第一号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間

三 職員の分限に関する条例第二条第三号に該当して休職にされていた期間については、その全期間

四 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である会計年度任用職員を除く。)として在職した期間については、その二分の一の期間

第十四条 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

一 短時間勤務会計年度任用職員給与条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員

二 給与条例の適用を受ける職員

三 県費負担教職員条例の適用を受ける職員

四 企業職員給与条例の適用を受ける職員

五 知事等給与条例の適用を受ける職員

2 前項の期間の算定については、期末手当及び勤勉手当に関する規則第五条第二項の規定を準用する。

第十五条 条例第十七条第四項において準用する給与条例第十九条の二並びに第十九条の三第一項及び第五項の在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前条第一項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第十六条 条例第十七条第二項の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与条例等の規定に基づく手当の支給の例により支給する手当の改定)

第十七条 給与条例又は県費負担教職員条例の規定に基づく手当(以下この条において「給与条例等の規定に基づく手当」という。)の支給の例により支給する手当については、当該給与条例等の規定に基づく手当を改定する条例が制定された場合であつても、当該条例が制定された日の属する年度においては、改定前の条例の規定に基づき、当該手当を支給する。

(死亡した会計年度任用職員の給与の支給)

第十八条 会計年度任用職員が死亡した場合におけるその会計年度任用職員の給与は、次に掲げる順位により支給する。

- 一 配偶者(届出をしないが、会計年度任用職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前二号に該当しない者
- 2 前項第二号又は第四号に掲げる者の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする。
- 3 給与の支給を受ける同順位の者が二人以上あるときは、その人数により等分して支給する。
- (給与から控除することができる掛金等)
- 第十九条 条例第二十九条第四号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 一般財団法人岡山県教育職員互助組合の積立貯金の積立金
 - 二 地方職員共済組合岡山県支部、一般財団法人岡山県職員互助会、一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の団体取扱いに係る保険の保険料並びに警察職員生活協同組合岡山県支部の共済事業の掛金
 - 三 一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の

物資購入代金

(この規則により難い場合の措置)

第二十条 会計年度任用職員の給与に関し、この規則の規定により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和元年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県赤磐市第二支部

小倉博

岡崎俊弘

赤磐市穂崎八八―四

○

令和元・九・二

自由民主党岡山県久米郡第二支部

松島幸一

松田英二

久米郡美咲町久木一〇〇

○

〃・九・一八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

山畑滝男後援会

山畑滝男

高木靖彦

倉敷市倉敷ハイツ一三―三

令和元・九・二

◎岡山県選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和元年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党岡山県本部	谷 合 正 明	会計責任者の氏名	笹 井 茂 智	増 川 英 一	令和元・九・一三
自由民主党岡山県バス支 部	永 山 久 人	〃	岡 田 和 史	羽 原 富 夫	〃 六・一八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
太田えいじ後援会	太 田 栄 司	会計責任者の氏名	西 崎 知 佳	朝 倉 健	令和元・九・三〇
岡山県の未来を創る会	菅 野 憲	主たる事務所の所在地	岡山市中区門田文化町一―四―一	岡山市中区乙多見一一九―六	〃 九・一一
〃	〃	代表者の氏名	菅 野 憲	空 閑 洋 一	〃 〃
〃	〃	会計責任者の氏名	菅 野 憲	空 閑 洋 一	〃 〃
岡山市薬剤師連盟	加 藤 章 則	代表者の氏名	加 藤 章 則	小 山 敏 章	〃 六・三
こばやし孝一郎後援会	小 林 孝 一 郎	主たる事務所の所在地	岡山市南区福浜町九―六―A二〇―一	岡山市南区福浜町二五―一〇―一F	〃 七・一
中国電力労働組合政治連 盟岡山統括本部	板 茂 雄	会計責任者の氏名	西 崎 知 佳	朝 倉 健	〃 九・三〇

◎岡山県選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和元年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

岡山県石井みどり歯科医師後援会

西田宜可

令和元・八・三一

山畑滝男後援会

山畑滝男

〃

◎岡山県選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林孝一郎	こばやし孝一郎後援会	主たる事務所の所在地	岡山市南区福浜町九一六一A二〇一	岡山市南区福浜町一五一一〇一F	令和元・七・一

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

◎岡山県公安委員会告示第百五十六号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
身辺警備業務	令和二年一月十五日 （水曜日）及び同月 十六日（木曜日）の 二日間	午前九時から 午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁 目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

三 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
イ 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和元年十一月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県公安委員会告示第百五十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務
安全運転管理者等講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第一号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 安全運転管理者等の講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号)に定めるところにより、講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

- ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿
 - イ 法人にあつては、役員が三(二)の要件を満たしていることを誓約する書類
 - ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)
 - エ 三(五)の要件を満たしていることを誓約する書類
 - オ 事務所等の所在地等を記した書類
 - カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)に限る。)
 - キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
 - ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
- ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
 - イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)
 - ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類
 - エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等
 - オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程
 - カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類
- (3) 官公庁所定の証明書又はその写し
- ア 法人にあつては、登記事項証明書(全部事項証明書のうち、履歴事項証明書)
 - イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)
 - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書(未

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

納の税額がないことに係る証明書)

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和元年十月二十九日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含め、岡山県（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号
岡山県警察本部交通部企画課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年十月二十五日から同年十二月二十日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部企画課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号）に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの（を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇一八五一一）に請求すること（令和元年十二月十六日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和三年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇（内線五〇一三）

◎岡山県公安委員会告示第百五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、指定自動車教習所職員講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

指定自動車教習所職員講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習

2 実施場所

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県運転免許センター

3 委託予定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

(8) 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第四号)に定めるところにより、講習を行うために必要

な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設及び教材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

令和元年10月25日 岡山県公報 第12138号

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和元年十月二十九日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三
岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年十月二十五日から同年十二月二十日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号）に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼った

もの)を同封して、四3の場所(郵便番号七〇九―二九二)に請求すること(令和元年十二月十六日までの消印のあるもの)に限り受け付ける。)

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和三年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話(〇八六)七二四―二二〇〇(内線五二一)

◎岡山県公安委員会告示第百五十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定によ
り、仮免許試験補助事務の委託に関し、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能
力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

仮免許試験補助事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第八十九条第一項の規定による免許申請書の受理、法第九十二条第一項に規定
する運転免許証の作成及び交付並びに法第九十七条第一項第一号及び第三号に掲げ
る事項について行う運転免許試験の事務のうち、仮運転免許に係るものの補助に関
する事務

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とす
る。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又は
これらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか
を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準
ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする
法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和元年十月二十九日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年十月二十五日から同年十二月二十日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九一二九二）に請求すること（令和元年十二月十六日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和三年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した法人について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その法人からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四一二〇〇（内線五二二）

◎岡山県公安委員会告示第百六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、取得時講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務
取得時講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第四号から第八号までに掲げる講習（岡山県運転免許センターにおけるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務(二一の講習のうち、認定を受けようとするものに限る。)の実施に必要な資格、能力等を有するものとして講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普

通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程(平成六年

岡山県公安委員会規程第三号)

イ 第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程(平成十四年岡山

県公安委員会規程第八号)

ウ 原付講習に関する規程（平成四年岡山県公安委員会規程第五号）

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

オ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登

記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等
2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和元年十月二十九日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年十月二十五日から同年十二月二十日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九―二九二）に請求すること（令和元年十二月十六日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和三年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した者について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織、設備及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その者からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第百六十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、高齢者講習、認知機能検査等の委託に関し、当該講習及び検査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和元年十月二十五日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習（法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）
- (2) 法第百八条の二第二項の規定による特定任意高齢者講習
- (3) 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する認知機能検査（法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。

- (2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか

を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人数の講習指導員並びに認知機能検査を行うために必要な人数の検査員を本件業務の

履行場所に配置することができること。

ア 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)
イ 認知機能検査の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第一号)

ウ 高齢者講習の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第二号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保している者を含む。)に限る。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員若しくは検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

2 提出書類の特例
エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和元年十月二十九日から同年十二月二十六日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三
岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和元年十月二十五日から同年十二月二十日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四四の場所（郵便番号七〇九―二一九二）に請求すること（令和元年十二月十六日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和三年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）